

種目	価格（円）	対象者	性能等	耐用年数（年）	身体障害者	身体障害児	知的障害者	知的障害児	精神障害者	精神障害児	難病患者等
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	①身体障害 寝返り，起き上がり及び立ち上がりが困難で下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者 ②難病患者等 寝返り，起き上がり及び立ち上がりが困難な状態にある者	腕，脚等の訓練のできる器具を付帯し，使用者の頭部及び脚部の傾斜角度，高さを調整できる機能を有するもの。	8	○	○				○
	訓練用ベッド	159,200	①難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8						○
	特殊マット	19,600	①身体障害 寝返り，起き上がり及び立ち上がりが困難で常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の18歳以上の者及び下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の者 ②知的障害 重度知的障害で失禁のある者・児 ③難病患者等 寝返り，起き上がり及び立ち上がりが困難な状態にある者	褥瘡の防止，失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	5	○	○	○	○		○
	特殊尿器	67,000	①身体障害 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者 ②難病患者等 自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので，障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5	○	○				○
	体位変換器	15,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級以上で自力で体位変換ができないため，介助者の支援を要する学齢児以上の者 ②難病患者等 寝たきりの状態にある者	空気パッド等を身体の下に挿入することにより，障害者の体位を容易に変換できる機能を有するものであって，介助者が容易に使用し得るもの。	5	○	○				○
	訓練イス	33,100	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5		○				
	移動用リフト	159,000	①身体障害 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の者 ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	床走行式，固定式又は据置式であり，かつ，身体を吊り上げること等により，介護者が障害者を移動させるにあたって，容易に使用し得るもの。ただし，天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4	○	○				○
	入浴担架	82,400	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級以上で，入浴に介助を要する3歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5	○	○				
	入浴補助用具	90,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害3級以上で入浴に介助を要する3歳以上の者 ②難病患者等 入浴に介助を要する者	入浴時の移動，座位の保持，浴槽への入水等を補助でき，障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし，設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	○	○				○
	便器	9,850	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者 ②難病患者等 常時介護を要する者	次のいずれかに該当するもの。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 便座の上に置いて高さを補うもの (3) 居室での利用が可能で移動可能なもの	8	○	○				○
	火災警報器	10,000	①身体障害 単一障害で2級以上の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 ②知的障害 重度の知的障害者・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 ③精神障害 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し，音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8	○	○	○	○	○	○

療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	17,000	①身体障害 医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10	○	○													
	視覚障害者用体温計（音声式）	9,000	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	検温結果を音声により伝える機能を有するもの。	5	○	○													
	視覚障害者用体重計	単価入札による価格	①身体障害 視覚障害2級以上の単身者又は視覚障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	計測結果を音声等により伝える機能を有するもの。	5	○														
	視覚障害者用音声血圧計	単価入札による価格	①身体障害 視覚障害2級以上の者のみの世帯（これに準ずる世帯を含む）に属する視覚障害2級以上で満40歳以上の者（ただし、一世帯につき1台のみとする。）	計測結果を音声により伝える機能を有するもの。	5	○														
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500	①難病患者等 人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5														○	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	①身体障害 音声機能若しくは言語機能障害を有する学齢以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5	○	○													
	IT機器関連周辺機器	100,000	①身体障害 上肢障害又は視覚障害3級以上で当該用具を接続し、配置できる本体（パーソナルコンピュータ）を所有する学齢以上の者。	上肢障害若しくは視覚障害に対応したIT機器関連周辺機器及びソフトウェア。ただし、単体で使用できるものを除く。	5	○	○													
	点字プリンタ・点字ディスプレイ	300,000	①身体障害 視覚障害2級以上又は視覚及び聴覚の重複障害2級以上で市長が必要と認める学齢以上の者。（単体で使用できるものは視覚及び聴覚の重複障害2級以上の者とする。）	点字プリンタ及び文字等のコンピュータ画面情報を点字により示すことができる点字ディスプレイであって、障害者が容易に使用し得るもの。	5	○														
	点字器	標準型 真鍮板製	10,400	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢以上の者	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	標準型7 携帯型5	○	○												
		プラスチック製	6,600																	
		携帯用	7,200																	
		アルミニウム製	7,200																	
	プラスチック製	1,650																		
	点字タイプライター	63,100	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢以上の者	点字に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの。	5	○	○													
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機（非課税）	85,000	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢以上の者	【録音再生機】音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 【再生専用機】音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 【テープレコーダー】点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減することにより、通常の2倍又は4倍の時間の録音が可能な機能を有するもの。	6	○	○												
		※録音再生機又は再生専用機若しくはテープレコーダーとし、重複しての給付は行わない。	再生専用機（非課税）																	35,000
		テープレコーダー	23,500																	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢以上の者	活字と同一紙面上に掲載された当該活字をコード化した情報（SPコード）を読みとり、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの。	6	○	○													
視覚障害者用拡大読書器	198,000	①身体障害 視覚障害で、本装置によらなければ文字等を読むことができない学齢以上の者	画像入力装置により、拡大された画像又は音声で文字等を読むことができるもの。	8	○	○														
視覚障害者用時計	触知式	10,300	①身体障害 視覚障害2級以上の者（音声式は原則として、触知式時計の使用が困難な者）	障害者が容易に使用し得るもの。	10	○														
	音声式	13,300																		
聴覚障害者用通信装置	52,200	①身体障害 聴覚障害児・者又は音声機能若しくは言語機能障害を有し、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢以上の者の属する世帯	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等による通信が可能な機器であって、障害者が容易に使用し得るもの。	5	○	○														
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	①身体障害 （取付工事費等、機器の設置にあたって派生的に発生する周辺経費は原則として自己負担とする。） 聴覚障害児・者のうち補聴器等によってはテレビの視聴が困難な者の属する世帯	映像、字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急通報情報等を受信し、かつ、地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの。	6	○	○														
人工喉頭	笛式	5,150	①身体障害 音声機能若しくは言語機能又はそしゃく機能障害を有し、喉頭摘出等により発音が困難な3歳以上の者で人工喉頭を使用することにより発音を得られる者	【笛式】呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 【電動式】顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。（電池又は充電器を含む。）	笛式4 電動式5	○	○													
	（気管カニューレ付）	8,300																		
	電動式	72,200																		

